

県の発行する印刷物の販売に関する規則

(平成10年宮城県規則第22号)

(趣旨)

第1条 この規則は、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）第4章の規定の趣旨に基づき、県政に関する情報を広く提供し、情報を求める県民等の利便に資するため、県の発行する印刷物（以下単に「印刷物」という。）の県民等への販売に関し必要な事項を定めるものとする。

(販売の決定等)

第2条 知事は、印刷物の販売を決定し、印刷物を県民等に販売しようとするときは、印刷物の種類、数量及び販売価格を定めるものとする。

(販売)

第3条 知事は、前条の規定により印刷物の販売を決定したときは、速やかに次に掲げる事項を印刷物の販売を行う場所として指定した場所に掲示して公表し、当該販売を決定した印刷物（以下「有償印刷物」という。）を販売するものとする。

一 印刷物の名称

二 販売価格

(代金の納入方法)

第4条 有償印刷物の代金は、現金により納入しなければならない。ただし、有償印刷物の購入を希望する者（以下「購入者」という。）が、国、地方公共団体その他公共団体及び公共的団体であるときは、知事が発行する納入通知書により納入することができる。

(郵送等による購入申込み等)

第5条 購入者は、郵送等により有償印刷物の購入を希望する場合には、有償印刷物購入申込書（別記様式）を提出しなければならない。

2 有償印刷物の郵送等に要する費用は、購入者が負担しなければならない。

(販売の終了)

第6条 知事は、次に掲げる場合には、有償印刷物の販売を終了するものとする。

一 有償印刷物がなくなったとき。

二 その他有償印刷物の販売を終了することを適当と認めたとき。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、県の発行する印刷物の販売に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に有償で販売をしている印刷物に対するこの規則の規定の適用については、第6条中「速やかに」とあるのは「この規則の施行後速やかに」と、「公表し、直ちに当該公表に係る印刷物(以下「有償印刷物」という。)の販売を開始するものとする」とあるのは「公表するものとする」と、第7条中「有償印刷物」とあるのは「前条の規定による公表に係る印刷物(以下「有償印刷物」という。）」とする。

附 則(平成11年規則第86号)

この規則は、平成11年7月1日から施行する。

附 則(平成13年規則第82号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成15年規則第27号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年規則第34号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第81号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年規則第31号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第114号）

この規則は、平成20年1月1日から施行する。

附 則（平成21年規則第13号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成30年規則第40号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

有償印刷物購入申込書

年 月 日

宮城県総務部県政情報・文書課長 殿
宮城県 地方振興事務所長

住 所
氏 名
電話番号（ ） —

次のとおり有償印刷物の購入を申し込みます。

印 刷 物 名	単 価	冊 数	金 額
	円	冊	円
	円	冊	円
	円	冊	円
計		冊	円

受取方法・場所（いずれかに○を付けてください。郵送等の場合は、送料の負担が必要です。）

<input type="checkbox"/> 郵送等を希望 <input type="checkbox"/> 県政情報センター（県庁地下1階） <input type="checkbox"/> 大河原地方県政情報コーナー（大河原合庁） <input type="checkbox"/> 大崎地方県政情報コーナー（大崎合庁）	<input type="checkbox"/> 栗原地方県政情報コーナー（栗原合庁） <input type="checkbox"/> 登米地方県政情報コーナー（登米合庁） <input type="checkbox"/> 石巻地方県政情報コーナー（石巻合庁） <input type="checkbox"/> 気仙沼地方県政情報コーナー（気仙沼合庁）
--	--

<職員記入欄>この欄には、記入しないでください。

領収済 年 月 日	<input type="checkbox"/> 代金 円 <input type="checkbox"/> 送料 円
--	---